

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川根本町長 藺田 靖邦

市町村名 (市町村コード)	川根本町 (22429)
地域名 (地域内農業集落名)	中川根南部地区 (下長尾、瀬平、久野脇、向井、久保尾、原山、壺町河内、下泉、地名)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、大井川沿いの集落周辺の平坦地や山間部の緩傾斜地を利用して農用地が確保されている。地域内の農用地(254ha)は主に茶の栽培に利用されており、平坦地では基盤整備の実施により優良農地が形成され、中心的経営体への集積・集約化が進められている。一方で、傾斜地などの耕作条件が不利な地域では、茶価低迷や高齢化の影響により離農が進み、農地の維持管理が困難になりつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・町内でも特に茶の生産基盤が優れた地域であり、今後も、中心的経営体への優良農地の集積・集約化を引き続き推進する。
- ・有機栽培による茶の生産面積が拡大傾向にあり、有機栽培に適した品種への改植を推進する。
- ・傾斜地など耕作が困難な農地については、粗放的管理の実現に向け、地域ぐるみでの話し合いを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	254 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	254 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。
 保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
立地条件や栽培環境に優れた農地については、担い手へ集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、原則として農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
公共事業の対象になり得る一団の農地については、基盤整備に向けた取り組みを検討する。 また、小規模農地については畝替えや枕地整備など簡易的な基盤整備により作業の効率化を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や県、JAと連携し、地域外から希望する新規就農者を受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現行では、農作業の受託を請け負う組織が存在しないため、受託組織の育成を図る必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①野生鳥獣の地域への侵入を防止するため、地域住民等を巻き込んだ協議会等の設立を検討する。
- ②町オーガニックビレッジ構想に基づく事業推進を行う。
- ③先進的技術導入に向けた実証事業を農業関係機関とともに取り組んでいく。
- ⑦耕作条件不利地については、粗放的な管理体制の導入が必要であり、その仕組みづくりを地域全体で話し合いを行う。